2　前項の提出等を行おうとする者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術活用法第六条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。

3　前項の場合における情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。

（受験手数料の納付）

第十一条　法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第六条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（登録等の申請） **第十二条**　［略］ 2　［略］ ［項を削る。］	（登録等の申請） **第十二条**　［同上］ 2　［同上］ 3　令第七条第三項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。

2　前項の提出等を行おうとする者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術利用法第三条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。

3　前項の場合における情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。

（受験手数料の納付）

第十一条　法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出を行う場合において、当該提出を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（登録手数料の額） **第二百五十六条**　［略］ ［項を削る。］	（登録手数料の額） **第二百五十六条**　［同上］ 2　令第十七条の十五第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第八条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告） **第五条**　［略］ 2　［略］	（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告） **第五条**　［同上］ 2　［同上］